

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則【消防局予防部規制課】 3

◇ 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局総務部難病相談支援センター】 5

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

消防法等の定めるところにより市長に提出する申請書等の提出方法を変更することにしました。

この規則は、令和3年10月1日から施行することにしました。

北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和3年8月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第40号

北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

北九州市危険物の規制に関する規則（昭和54年北九州市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第7条の2を削る。

第19条を次のように改める。

（申請書等の経由）

第19条 法、政令、省令及びこの規則の定めるところにより市長に提出する申請書、届出書その他の書類（次項において「申請書等」という。）は、署長を経由して提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる申請書等は、消防長を経由して提出しなければならない。

（1） 法第11条第1項の許可に係る申請書（政令別表第3に規定する指定数量の100倍以上の量の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等（給油取扱所を除く。）及び敷地面積が1,500平方メートル以上の給油取扱所に係るものに限る。次号、第3号、第6号、第10号、第11号及び第15号において同じ。）

（2） 法第11条第5項の完成検査に係る申請書

（3） 法第11条の2第1項の検査に係る申請書

（4） 法第14条の3第1項の検査に係る申請書

（5） 法第14条の3第2項の検査に係る申請書

（6） 政令第23条に規定する基準の特例に係る申請書

（7） 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令附則第2項第2号に規定する新基準適合届出に係る届出書

（8） 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令附則第3項第2号に規定する第一段階基準適合届出に係る届出書

（9） 省令第62条の5第3項に規定する期間の延長に係る申請書

（10） 省令第62条の5の2第3項に規定する期間の延長に係る申請書

（11） 省令第62条の5の3第3項に規定する期間の延長に係る申請書

（12） 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成21年総務省令第98号）附則第3条第4項の規定による再開に係る届出書

(13) 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令附則第3条第5項の変更に係る届出書

(14) 第12条第1項の内部点検期間延長届出書

(15) 第18条の許可申請等取下書

第3号様式中「、第7条の2」を削る。

第11号様式の2を削る。

付 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

北九州市告示第 3 1 0 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 2 6 年法律第 5 0 号）第 1 4 条第 1 項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第 2 4 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 8 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
おおむら医院	北九州市若松区栄盛川 4 番 1 9 号	令和 3 年 8 月 1 日
小嶺外科胃腸科医院	北九州市八幡西区町上津役東二丁目 1 番 1 3 号	令和 3 年 8 月 1 日

2 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
角田調剤薬局	北九州市小倉北区馬借三丁目 3 番 3 7 号	令和 3 年 8 月 1 日

3 訪問看護ステーション

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護キュア	北九州市八幡西区上香月三丁目 1 番 1 2 - 1 0 2 号	令和 3 年 8 月 1 日